

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年7月10日（金）午後3時00分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市役所 4階合同委員会室
3. 出席委員 農業委員12名、推進委員4名

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8		1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鵜山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (1名) 中江彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号規定による転用届出の件

報告第2号 公共転用

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 東浦章仁

7. 会議の概要

- 議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から7月の定例委員会を開催致します。本日は、委員16名出席されていることを報告致します。
(会長あいさつ)
- 議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致しますが、私から指名させて頂くことにご異議ございませんか。
(議長一任の声有り)
- 議長 議長一任の声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、鵜山委員さんと、4番、小川委員さんのお二人を指名しますのでよろしくお願い致します。
続いて議事日程、第2、会議書記の指名には、事務局の東浦局長を指名致します。
- 議長 それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。
まず、議案第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買や交換による所有権移転による移動でございます。

番号1番、申請地、大字出□□□番1(田)□□□㎡、譲受人、大字出、□□□□、譲渡人、大淀町、□□□□、大阪市北区 □□□□成年後見人 □□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、譲渡人の要望のためでございます。場所は、調査順序表3番、大和高田バイパス下の勝目交差点より□□に約□□mのところでは。

番号2番、申請地、大字田井□□□番1(田)□□□㎡、譲受人、大字田井、□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、交換による所有権の移転で、申請理由は、農地の交換のためでございます。場所は、調査順序表2番、クリーンセンターより□に約□□□mのところでは。

番号3番、申請地、大字田井□□□番(田)□□□㎡、譲受人、大字田井、□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、交換による所有権の移転で、申請理由は、農地の交換のためでございます。場所は、調査順序表3番、クリーンセンターより□に約□□mのところでは。

以上、第1号議案につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等はいずれも具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項について説明させていただきます。

まず、権利の取得後において、今回取得する農地を含めて、すべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの受人又はその世帯員の耕作に必要な機械の保有状況、農作業に従事する者の人数などからみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況又は管理状況からして、今回取得する農地も含めて、引き続いて効率的に利用することが見込まれますので、要件を満たすものと判断致します。次に、権利を取得した後に、農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、それぞれの申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からしても、それぞれの受人は、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請者又は世帯員等が行う耕作の内容及び耕作規模からしても、農業上の総合的な利用には、いずれも従来のとおり支障がないものと考えます。

以上、今回の案件の申請内容から致しますと、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと判断致します。ご審議よろしくお願致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議長

ご意見ご質問がないようですので、採決致します。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を所有権移転の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字秋吉 □□□番1（田）□□□□㎡、
譲受人、御所市、□□ □、
譲渡人、大字秋吉、□□ □、

売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、秋吉池より□□へ約□□□mのところであります。

また、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては、1件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは、農地部会の審議内容の報告をさせていただきます。5条番号1の大字秋吉の転用であります。申請地の現況は、休耕されております。北側は道路、南側と東側は宅地、西側は水路です。秋吉水利組合からの同意も得られております。雨水は自然浸透で北側既設水路に排水されます。周囲への被害はないものと思われま。農地部会では妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告終わります。

議長 ただ今、農地部会長より報告いただきましたが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字秋吉の申請地の農地区分は、近鉄浮孔駅より約1km内に位置し第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことであるので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第2号議案について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

議長 他にご意見、ご質問などございませんか。

ご質問等ないようですので、採決致します。第2号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、

南本町、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年9月1日から令和5年8月31日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、今里町、□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□番（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年9月1日から令和5年8月31日までの3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する農地、大字吉井□□番（田）□□□㎡、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、大字吉井□□番（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□ □、利用権を設定する農地、大字吉井□□番（田）□□□㎡、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、石川県金沢市、□□□□、利用権を設定する農地、大字出□□番2（田）□□□㎡、大字出□□番2（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年9月1日から令和5年8月31日までの3年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字吉井、□□ □、利用権を設定する農地、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、大字吉井□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号8番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字西坊城、□□□□、利用権を設定する農地、 大字奥田□□番1（田）□□□㎡、大字奥田□□番1（田）□□□㎡、 大字根成柿□□番3（田）□□□㎡、大字根成柿□□番3（田） □□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号9番、利用権の設定を受ける者、旭南町、□□□□□□□□□□、利用権を設定する者、大字出、□□□□持分1/2、□□□□持分1/2、利用権を設定する農地、大字出□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で野菜を栽培され、利用期間は、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間でございます。

整理番号10番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、神奈川県横浜市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□番1（田）□□□㎡、使用貸借権の設定で水稻を作付け、利用期間は、令和2年9月1日から

令和5年8月31日までの3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問などありませんか。

（なしとの声あり）

議 長 　なしとの声がございましたので、採決致します。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第3号議案につきましては、産業振興課に対し原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第4号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。

事務局 　議案書4ページ、議案第4号、その他1番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第7号規定による転用届出について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和2年5月26日から6月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字大中□□番（田）□□□□㎡
大字大中□□番（田）□□□㎡、あわせて□□□□㎡

譲受人、香芝市、□□ □、

譲渡人、豊中市、□□□□、大字大中、□□□□

転用目的は、一戸建専用住宅及び露天資材置場で売買による所有権移転でございます。令和2年6月15日に確認委員の小川委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、農地法第5条届出1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の小川委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございます。次に議案第4号、その他の1番、報告第2号を議題と致します。

それでは事務局からの説明をお願いします。

事務局 　報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等（施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設）の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、

大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字出、□□ □、
大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□□、
大字西坊城□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
大字西坊城□□□番4 (田) □. □□m²、譲渡人、大字西坊城、□□□□、
転用目的は、すべて大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては7件の通知でございます。

議長 報告第2号については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。
(なしとの声あり)

議長 ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。それでは、これで7月の定例委員会を終らせて頂きます。委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長 今村平治郎

署名委員 鵜山久雄

署名委員 小川隆興